

令和2年3月31日

桜ヶ丘地区学生及び教職員 各位

大学院医歯学総合研究科長
医学部長
歯学部長
大学院保健学研究科長
鹿児島大学病院長

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う桜ヶ丘地区の対応について（第2報）

標記については、令和2年3月23日に5部局長名で「新型コロナウイルス感染症拡大防止について」を発出し、令和2年3月31日までの期間の対応を通知したところです。

その後、現在も新型コロナウイルスの感染が拡大の一途をたどっている状況を踏まえ、対応を下記のとおりとしますので、ご理解・ご協力の程よろしくお願いします。

なお、発熱、体調不良、渡航歴・国内移動歴の申告をしても、プライバシーは完全に保たれ、今後の修学又は勤務で不利に扱われることはありません。

記

- 1 海外渡航：4月14日まで、不要不急の出張・私的渡航を問わず、原則禁止する。
やむをえず海外渡航した後は、帰国後14日間は自宅待機とする。
- 2 国内移動：国内移動は三大都市圏（首都圏、近畿圏、中部圏）及び北海道への出張は原則禁止する。その他の地域への国内移動も出張・私事を問わず、可能な限り自粛する。なお、教職員が移動を必要とする場合は、流行地域（別紙のレベル2及び3）を確認の上、所属長の許可を得る。
※ 病院教職員には国内移動等に関し、さらに強化した対応をお願いしておりますので、病院教職員向けの案内に従ってください。
- 3 記録：当分の間、登校又は出勤にかかわらず各自検温を行い、各部署所定の用紙等に毎日記録する。
- 4 発熱（37.5℃以上）がみられる場合：登校・登院を避け、学生は学生支援係、病院職員は所属のリスクマネージャー、その他の教職員は所属長へ連絡する。

以 上